

公正競争規約違反に対する措置等

A社：大阪市西成区所在 免許更新回数（1）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので5ヶ月間、短いもので2ヶ月間、継続して広告（2物件）。
- ◎ 取引不可の物件を情報登録し、11日間、広告掲載（1物件）。

B社：大阪府東大阪市所在 免許更新回数（2）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：自社ホームページ

新築住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので89日間、短いもので65日間、継続して広告。

※ B社は令和3年2月12日に警告の措置を受けている。

C社：大阪府堺市堺区所在 免許更新回数（1）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件・架空物件）

- ◎ 情報登録後、入居済みとなったにもかかわらず、取引できるものとして情報更新を行い、11ヶ月間、広告掲載（1物件）。
- ◎ 物件資料を有しておらず、物件を特定することができないため、顧客を案内することができず、取引不可の物件に該当（2物件）。
- ◎ 必要表示事項の欠落（1物件）。